

改正

平成7年4月1日条例第11号
平成11年9月28日条例第15号
平成15年9月24日条例第16号
平成19年9月27日条例第18号
平成22年3月31日条例第4号
平成24年3月30日条例第3号
平成25年4月1日条例第9号
平成27年3月26日条例第2号

中城村こども医療費助成条例

(目的)

第1条 この条例は、こどもの医療費の一部を助成することによりその保健の向上を図り、もってこどもの健やかな育成に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 15歳に達した日以後の最初の3月31日までにある者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中等部（以下「中学校等」という。）を卒業する日又は終了する日の属する月の末日までの間にある者
 - ア 就学前 6歳に達した日以後の最初の3月31日までの者をいう。
 - イ 就学後 6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、又は後見人その他の者でこどもを現に監護する者をいう。
- (3) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - ウ 国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - エ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
 - オ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - カ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (4) 医療保険各法以外の法令の規定 次に掲げる条項をいう。
 - イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第1項
 - ロ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2、第20条又は第56条第1項
 - ハ 母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条又は第21条の4第1項
 - ニ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条
- (5) 医療費 医療保険各法の規定による療養の給付、療養費、家族療養費、保険外併用療養費、特別療養費、訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費の対象となる療養又はその他の医療に関する法令の規定による医療に要する費用をいう。
- (6) 一部負担金 こどもに係る医療費のうち、医療保険各法又は医療保険各法以外の法令の規定により負担すべき額をいう。

(助成対象者)

第3条 この条例の定める医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者で、かつ、本村に住所を有するこども（以下「対象こども」という。）の保護者並びに規則で定める者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するこどもの保護者は、助成対象者としな

い。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 4歳に達した日の属する月の翌日以降のこどもの保護者で、中城村母子及び父子家庭等医療費助成に関する要綱（中城村訓令第8号）による医療費の助成を受けている者
（助成金）

第4条 村長は、前条に定める助成対象者の対象こどもに係る医療費につき、一部負担金を支払う場合において、当該支払額（付加給付金及び高額療養費があるときは、その額を控除した額）を助成する。ただし、3歳児から就学前の通院にあつては、1人1カ月につき保険医療機関ごと（医科・歯科別、薬局（調剤）は、各医療機関に含む。）に1,000円を控除した額とする。また、就学後から15歳にあつては、入院に係る額とする。
（受給資格の認定）

第5条 助成対象者は、医療費助成を受けようとするときは、規則で定めるところにより、村長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

- 2 村長は前項の規定による申請があつた場合において、第3条に規定する要件に該当するときは、当該申請者に対し規則で定めるところにより受給資格者証を交付する。
（受給資格者証の提示）

第6条 受給資格の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、その保護する対象こどもについて、医療を受けさせるときは、保険医療機関等に対し受給資格者証を提示しなければならない。
（助成の方法）

第7条 医療費の助成は、規則の定めるところにより、受給資格者の申請に基づき助成する。

- 2 前項の申請は、対象こどもが医療を受けた日の属する月の翌月から起算して1年以内に行わなければならない。ただし、村長が特にやむをえない事由があると認めるときは、この限りでない。
（届出の義務）

第8条 受給資格者は次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を速やかに村長に届け出なければならない。

- (1) 対象こども又は受給資格者が氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 受給資格者が生活保護法による保護を受けるようになったとき。
- (3) 助成対象者が変わったとき。

（助成金の返還）

第9条 村長は、偽りその他不正の手段により助成を受けたものがあるときは、その者からその助成を受けた金額の全部又は一部を返還させることができる。

（支払いの調整）

第10条 この条例による助成をすべきでないにもかかわらず、この条例の助成として支払が行われたときは、その支払われた助成金は、その後支払うべき助成金の内払とみなすことができる。

（調査）

第11条 村長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して受給資格の有無、一部負担金、医療費等に係る事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定によって質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
（資料の提供等）

第12条 村長は、こどもの医療費の助成に関する処分に関し必要があると認めるときは、官公署、金融機関、医療保険各法に規定する保険者、保険医療機関等その他の機関又は受給資格者の雇用主その他の関係者に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供又は必要な事項の報告を求めることができる。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年4月1日条例第11号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定中同条第2項を削る部分は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の中城村乳幼児医療費助成条例第2条、第3条第1項及び第7条第2項の規定は、平成6年10月1日から適用する。
- 3 改正後の中城村乳幼児医療費助成条例第2条第4号の規定及び第7条第2項の規定は、平成6年10月以後の月分の医療費の助成について適用し、同月前の月分の医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成11年9月28日条例第15号）

この条例は、平成11年10月1日より施行する。

附 則（平成15年9月24日条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正後の中城村乳幼児医療費助成条例第2条、第4条の規定は、平成15年10月診療分以後の医療費の助成について適用し、同月診療分前の医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成19年9月27日条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正後の中城村乳幼児医療費助成条例第2条、第3条及び第4条の規定は、平成19年10月診療分以後の医療費の助成について適用し、同月診療分前の医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月31日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の中城村児童医療費助成に係る条例の規定は、平成22年4月1日以降の診療に係る医療費から適用し、同日の前日までの診療については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月30日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の中城村児童医療費助成に係る条例の規定は、平成24年4月1日以降の診療に係る医療費から適用し、同日の前日までの診療については、なお従前の例による。

附 則（平成25年4月1日条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の中城村こども医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以降にこどもが受けた医療にかかる診療分から適用し、同日前に受けた医療に係る診療分については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月26日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、平成27年1月1日から適用する。